

第 63 回市町村職員を対象とするセミナー 介護予防に係る取組について	
--	--

平成 19 年 7 月 27 日

資料 1 - 2

資料 1 - 2 :

介護予防ケアマネジメントの効果的な
実施について

介護予防ケアマネジメントの効果的な実施について

「介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について（平成19年7月23日付、厚生労働省老健局振興課長、老人保健課長通知）」

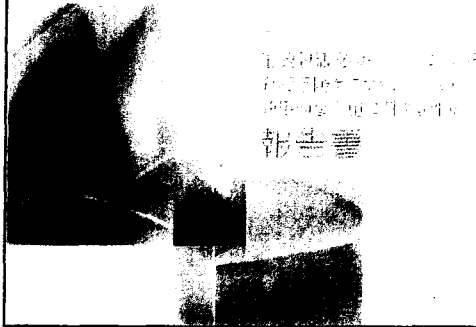
- 地域包括支援センターの体制整備促進策として実施した研究事業の成果を踏まえ、介護予防支援業務の重点化・効率化の参考となる手引きを示したものの。
- 介護予防支援業務の重点化・効率化に資する業務改善のポイントを、契約締結、情報収集、利用者宅への訪問、介護予防支援プロセスの各側面から整理。

<介護予防支援業務の重点化・効率化についての主な視点>

1. 利用者にとってわかりやすく簡素な流れであること
最初の窓口で介護予防の概念や制度の仕組みをご説明。サービス利用のために必要となる個人情報の提供に係る本人同意欄を認定申請書に作成しその後の流れを効率化。
2. 日頃の意思疎通によって重複や無駄が削減されること
認定更新の際の契約更新についてあらかじめ確認。介護給付から予防給付へ移行する際の関係者間の引き継ぎや初回の同行訪問。家族等との普段の関わりを通じた情報の整理によって効率よく課題分析・モニタリング。
3. 介護予防の効果が確認できる目標を設定すること
優先度の高い領域についての当面の改善目標と支援内容を検討。サービス担当会議は合理的な設営で各々の役割を確認。支援経過表を用いて中途の結果等を記録し終了時の判定を円滑にする。

介護予防支援業務を進める上での参考

- 低下している生活機能を段階的に回復するための取り組みを、利用者とともに進める。
- 利用者が自らの生活機能低下リスクに気づいて現状の改善についての意思を表明できるように支援する。
- 利用者の思考過程に沿いつつ、実現可能な活動目標を期間を区切って段階的に設定する。
- 利用者の暮らしを踏まえ、個性を尊重した支援内容を盛り込むよう工夫する。



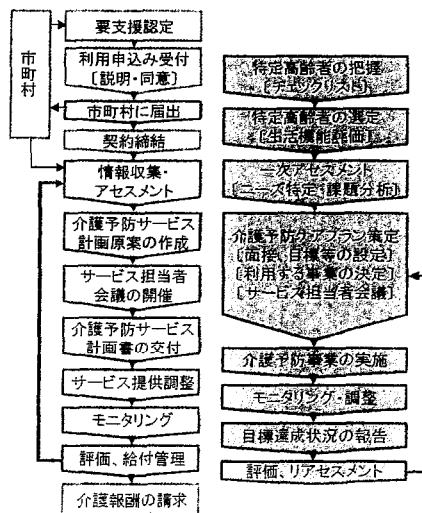
- 記録類の整理や同僚等とのディスカッション等を通じて、日常的な支援経過の振り返りと考察を行うことにより、職員相互の知識・技術を活かしつつ、個々の介護予防支援技術の向上を図ることができる。

地域包括支援センターの主な業務と介護予防ケアマネジメント[大まかなイメージ例]

包括的・継続的 ケアマネジメント業務

- ・在宅と施設等との間で切れ目のないケアマネジメントを実現。
- ・ケアマネジャーと関係機関との間の連携を支援。
- ・ケアマネジャーと地域内のノンフォーマルサポートネットワーク(健康づくり等サークル活動、老人クラブ、ボランティア、その他介護保険サービス以外の地域資源)との連携・協力体制を整備。
- ・地域内ケアマネジャーどうしのネットワーク構築及び活用。
- ・ケアマネジャー業務に係る相談への個別指導、技術的支援。
- ・地域内のケアマネジャー資質向上のための事例検討、研修の実施、制度や施策等に関する情報の提供。
- ・ケアマネジャーが支援困難な場合等について、具体的な支援方針を検討し指導・助言。
- ・ケアマネジャーによる介護給付ケアマネジメントと地域包括支援センター業務との連携促進。

介護予防ケアマネジメント等業務



総合相談窓口

- ・地域内ネットワークの活用、高齢者世帯への戸別訪問等により情報を収集し、実態を把握するようつとめます。
- ・初期対応、相談内容に即した情報提供及び関係機関への紹介等を行います。
- ・専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合は、利用者宅への訪問、詳細な情報収集により個別の支援計画を策定し、適切な支援につなげます。

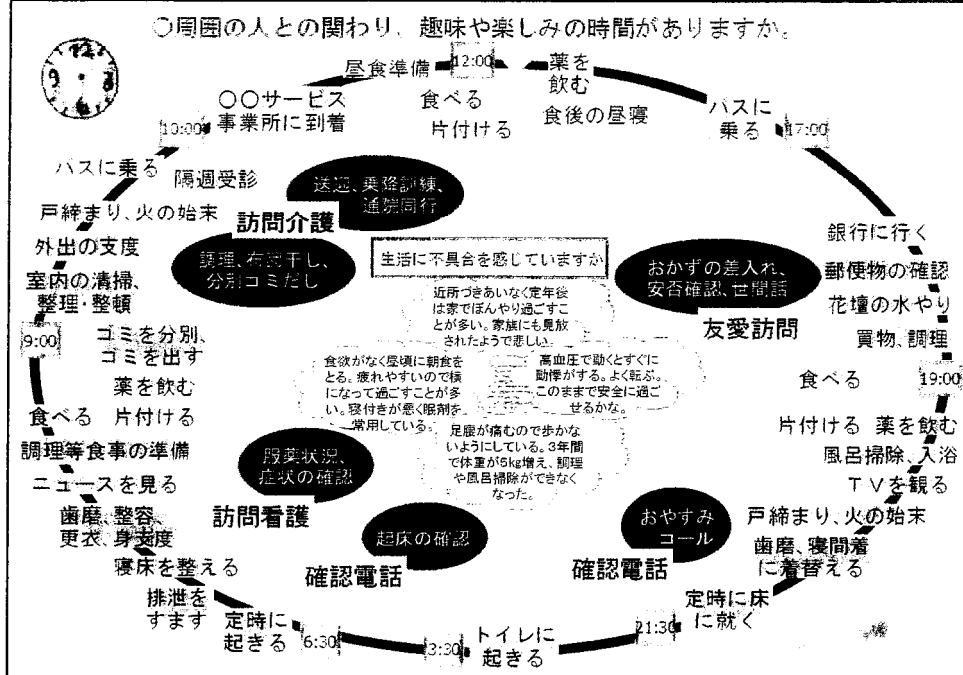
権利擁護

- ・成年後見制度の活用促進
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・高齢者虐待等への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止

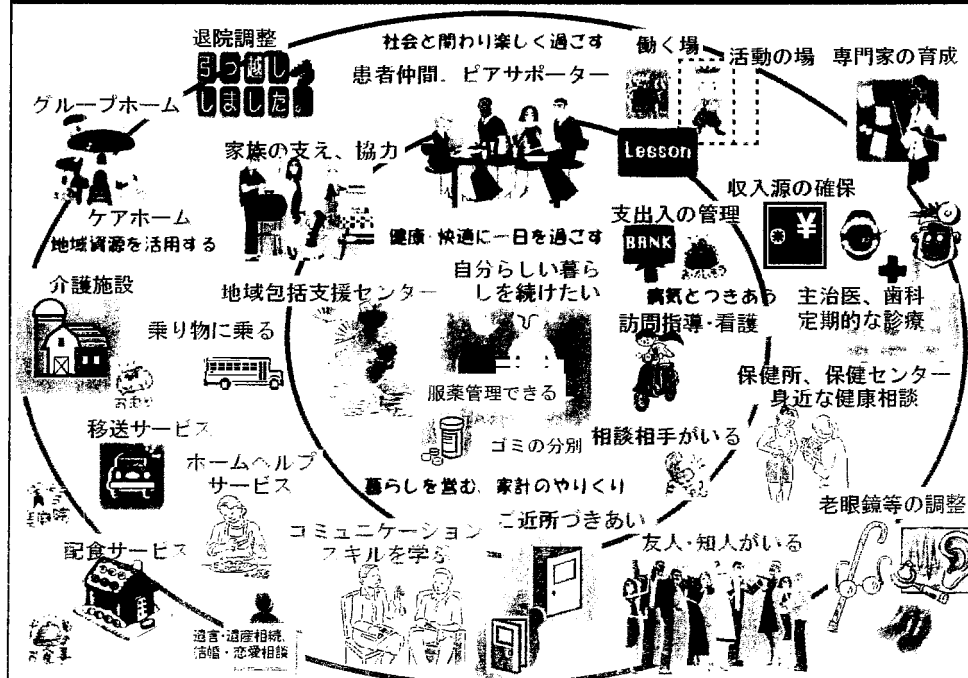
地域包括支援センター(市町村)は、地域包括支援センター(市町村)が行政機関、保健・医療・福祉(介護サービス)等との他の社会資源の有機的な連携を促進するために担当単位、市町村単位、都道府県単位で定期的な情報交換を行う場を構築し、上記の業務を実施しています。

市町村では、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

私の24時間：一日の過ごし方と必要な介護予防支援をイメージするときの例



地域での暮らし方や関わり方から介護予防支援をイメージするときの例



第 63 回市町村職員を対象とするセミナー 介護予防に係る取組について	
--	--

平成 19 年 7 月 27 日

資料 1 - 3

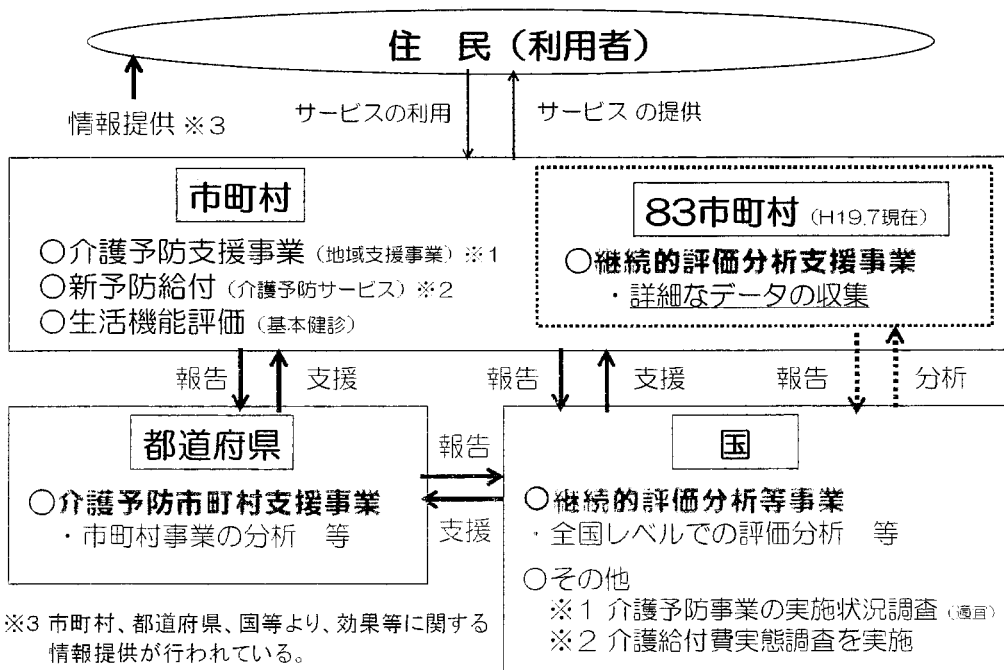
資料 1 - 3 :

介護予防に係る効果の評価について

介護予防に係る 効果の評価について

- I 介護予防に関連する情報等の流れ …… 1
- II 介護予防事業の評価のポイント …… 2
- III 継続的評価分析支援事業 …… 4

I 介護予防に関連する情報等の流れ



Ⅲ 継続的評価分析支援事業

○ 介護予防(新予防給付・特定高齢者施策)の効果の分析については、継続的評価分析支援事業の実施市町村における詳細なデータを基に、厚生労働省が継続的評価分析等事業において行うこととしている。

市町村	継続的評価分析支援事業	
	報告対象	〈予防給付〉〈特定高齢者施策〉
	報告内容	○ 高齢者の心身の状態や活動状況等のデータ



厚生労働省	継続的評価分析等事業	
	分析対象	〈予防給付〉〈特定高齢者施策〉
	分析内容	○ 高齢者の心身の状態や活動状況の変化の分析 ○ 費用に対する効果の分析
	分析データ	継続的評価分析支援事業の実施市町村から の高齢者の心身の状態や活動状況等のデータ
	分析	介護予防継続的評価分析等検討会において実施
活用データ	既存の各種データ(介護給付費実態調査等)	

4

どのような分析を行うか？

新予防給付及び介護予防事業については、費用に対する効果の程度等の観点から検討を行うこととされている。

(参考)

○介護保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項(検討)

政府は、法律の施行後5年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

介護予防サービスの実施による

- ①高齢者の心身の状態や活動状況の変化
- ②介護予防による費用に対する効果

について、約100市町村の実績データを基に国が分析を行う。

事業実施期間

平成19年1月1日～平成21年12月31日

①高齢者の心身の状態や活動状況の変化

○運動器の機能向上について、どのようなプログラム(例：マシンによる・よらない運動)で行うことが効果的等を分析

○介護予防の実施により、主観的QOLや活動状況がどのように変化したか

②介護予防による費用に対する効果

○介護予防の効果について認定の改善状況等で把握することが可能であり、かかった費用を当てはめることにより、介護予防を実施した場合の費用に対する効果等を分析

5

継続的評価分析支援事業の調査票

I 地域包括支援センターにおいて、利用者本人からの聞き取り等に基づき記入

- 1 調査票表紙
- 2 要介護認定等の状況
- 3 介護予防サービス等の内容
- 4 ものわすれ検査
- 5 食事・栄養の状態

II 利用者本人(又は家族)が記入するか、地域包括支援センターにおいて聞き取って記入

- | | |
|--------------|--------------|
| 6 家族構成 | 12 睡眠等の状態 |
| 7 疾患既往歴 | 13 認知的活動 |
| 8 過去3カ月間の入院 | 14 落ち込みやすさ |
| 9 基本チェックリスト | 15 ふだんの過ごし方 |
| 10 生活の質(QOL) | 16 口腔機能の状態 |
| 11 社会的支援 | 17 活動(移動・歩行) |

III 各サービスを実施する事業所において記入してください。

- 18 運動器の機能向上を図るための介護予防プログラムの内容等
- 19 栄養改善を図るための介護予防プログラムの内容等
- 20 口腔機能の向上を図るための介護予防プログラムの内容等
- 21 アクティビティの内容等

6

継続的評価分析支援事業に参加するメリット

継続的評価分析支援事業にご参加いただいた市町村には、様々なメリットがあります。

1. 利用者の心身の状態や活動状況の変化が一目で分かります！

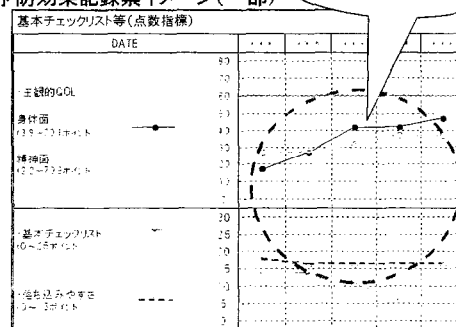
(参考) 予防効果記録票イメージ(一部)

○参加市町村には、専用ソフトが配布され、利用者の調査項目を入力すると右のような記録票が自動的に作成されます。

○これにより、

- ① 要支援状態の区分、
- ② 基本チェックリスト、
- ③ 運動器の機能向上等の推移

をビジュアルかつ容易に把握することができます。



状態の変化を
ビジュアルに把握

7

継続的評価分析支援事業の参加市町村 (平成19年7月20日現在)

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	北広島市	神奈川県	秦野市	滋賀	安土町	山口	田布施町
	本別町		茅ヶ崎市		余呉町		徳島
青森	鶴田町	新潟	鎌倉市	京都	京都市	香川	宇多津町
岩手	矢巾町		胎内市		亀岡市		愛媛
宮城	仙台市	富山	富山市	大坂	田尻町	高知	久万高原町
	通谷町		砺波市		兵庫		神戸市
秋田	横手市	高岡市	高岡市	徳山	徳山市	福岡	北九州市
山形	酒田市		石川		珠洲市		奈良
福島	西会津町	福井	越前市	和歌山	那智勝浦町	長崎	長崎市
	浪江町		池田町		橋本		山鹿市
	北塩原村		山梨		北杜市		鳥取
茨城	水戸市	長野	東御市	島根	隠岐の島町	熊本	長洲町
	土浦市		上田市		東出雲町		氷川町
	高萩市		岐阜		大垣市		大分
栃木	大田原市	静岡県	各務原市	岡山	知夫村	宮崎	竹田市
群馬	碓氷町		御殿場市		真庭市		宮崎
埼玉	和光市	愛知	静岡市	広島	新庄村	鹿児島	日之影町
	小鹿野町		豊橋市		尾道市		鹿児島
千葉	本埜村	三重	高浜市	山口	廿日市市	沖縄	南種子町
東京	八王子市		名古屋市		岩国市		岩国市
		稲城市	玉城町	周南市	周南市		
						計	33

※平成19年7月20日現在